

岩手県監査委員告示第26号

包括外部監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第21号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

（3） 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年2月20日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

契約書の記載事項（違約金）について

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

本条項がないことが契約書自体の効力には影響なく、また、結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったためであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
農業普及技術課	平成23年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業	財団法人岩手生物工学研究センター	290,627,000	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

イ 措置内容

契約書の記載事項（違約金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

2（1） 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

（3） 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年2月20日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

契約書の記載事項（違約金）について

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

本条項がないことが契約書自体の効力には影響なく、また、結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったのであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
盛岡広域振興局農政部農村整備室	鹿妻穴堰地区基幹水利施設管理業務委託	鹿妻穴堰土地改良区	56,118,000	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

イ 措置内容

契約書の記載事項（違約金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

3（1） 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

（3） 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年2月20日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

（ア） 契約書の記載事項（違約金）について

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

本条項がないことが契約書自体の効力には影響なく、また、結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったのであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

（イ） 決裁書への予定価格の記載もれについて

県の会計規則107条運用通知1（10）により、予定価格調書の作成を省略しているが、同運用通知2には、「・・・予定価格調書の作成を省略したときは、決裁書に予定価格を付記し積算資料を添付するものとする。・・・」とあり、本契約の施行伺又は契約伺（以下決裁書）には、予定価格を付記する必要があるが、これが記載されていなかった。

県の説明によれば、同運用通知2のただし書きに列挙されたケースでは、決裁書への付記も省略できることを根拠としているが、根拠条文が「特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能または著しく困難であること」によっている。

しかし、本条文は、公共料金等法律等で価格が決まっているケースを想定しているのであって、県出資法人とはいえ、積算により価格が決まる本業務は対象にはならないと考える。

積算書は添付されているので、予定価格そのものが積算されていないという実質的な問題点はないものの、会計規則上、決裁書に記載することが求められる事項の記載がない点で不備があったといえる。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
県南広域振興局 農政部農村整備 室	経営体育成基盤整備事業古城 2期第17号遺跡発掘調査業務 委託	公益財団法人岩手県 文化振興事業団	15,835,050	平成23年4月1日から 平成24年3月30日まで

イ 措置内容

(ア) 契約書の記載事項（違約金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

(イ) 決裁書への予定価格の記載もれについて

再発防止のため、決裁書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

4(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

(3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年2月20日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

予定価格積算もれについて

本業務について、契約変更理由を聴取したところ、予定価格積算時に、本来必要であるはずの業務を積算しなかったため、その後の変更契約に当該業務を織り込んだことも、変更契約理由のひとつとなっているとのことであった。

予定価格積算時には、必要な業務をもれなく織り込む必要がある。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
県南広域振興局 農政部一関農林 振興センター	森林管理道岩倉沢線用地測量 調査業務委託	有限会社両磐測量 設計	3,625,650	平成23年11月1日から 平成24年1月27日まで

イ 措置内容

予定価格積算もれについて

再発防止のため、関係職員が研修により設計積算事務の再確認を行い、審査の徹底を図ることとした。

5(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

(3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年2月20日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

公告期間の短縮理由について

当該契約は、当初見込まれる相手方が公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下社団）1者と見込まれるため、公募を行った。公募は、その選考期日の前日から起算して少なくとも10日前までに公告しなければならないが、急を要する場合はその期間を5日前までに短縮することができるかとされている（「委託料等に係る公募による契約の一般事項」）。本契約は、これに基づき公告期間を5日に短縮しているが、短縮理由が「急を要する場合に」該当するかが問題となる。

県の説明によれば、国の交付金が確保されるのを待って、委託事業の施行伺いを行うため、例年スケジュールがタイトになりがちであるため、少しでも業務実施期間を多く確保できるよう公募期間を短縮しているとのことであった。

しかし、当該事業は、国の交付金事業であるとはいえ、23年度も業務を実施することが予定できた、あるいは高い確率で実施することが見込まれていた事業であり、施行伺いを早めることにより、十分に必要な公告期間を設けることが可能だったと考えられる。公告期間の短縮理由が「急を要する場合」であるとするものの根拠が合理的といえるかは疑問である。

所管課	委託契約名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室	森林管理道毛無森線土地調査業務委託	社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	15,335,250	平成23年8月2日から平成24年3月12日まで

イ 措置内容

公告期間の短縮理由について

今後、公告期間の短縮については、同様の事例が発生しないよう、理由を慎重に検討することとし、再発防止に努める。